

西条市職員の給与状況と定員管理等をお知らせします

問合せ：市庁舎本館職員課 人事係 TEL0897-52-1229

市職員の給与は、職務の内容、民間企業との比較、国や他市町村とのバランスを考慮して、条例で定められています。

1 人件費の状況

平成18年度普通会計決算

住民基本台帳人口 平成19年3月31日現在	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
115,614人	37,351,129千円	2,309,640千円	8,340,486千円	22.3%

※ 人件費には、市長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 職員給与費の状況

平成18年度普通会計決算

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
953人	3,783,329千円	527,851千円	1,540,944千円	5,852,124千円	6,141千円

※ 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は平成18年4月1日現在の実数です。

3 職員の給料月額・給与月額・年齢の状況

平成19年4月1日現在

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
西条市	347,224円	399,825円	44.3歳	250,018円	261,395円	46.2歳
愛媛県	351,561円	434,470円	43.8歳	323,506円	367,580円	45.8歳
国	325,724円	—	40.7歳	287,094円	—	48.8歳

※ 平均給与月額は平成19年4月に支給された給料のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を含めた額です。

4 職員の初任給の状況

平成19年4月1日現在

区分	西条市	愛媛県	国
一般行政職 大学卒	170,200円	170,200円	Ⅱ種 170,200円
一般行政職 高校卒	138,400円	138,400円	Ⅲ種 138,400円
技能労務職	127,700円	—	—

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成19年4月1日現在

区分	経験年数11年	経験年数18年	経験年数22年
一般行政職 大学卒	271,664円	334,880円	364,429円
一般行政職 高校卒	230,200円	273,100円	331,267円
技能労務職	217,825円	227,967円	245,360円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況

平成19年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主任 主査	係長	専門員	副課長	課長 主幹	副部長	部長	
職員数	32人	71人	213人	124人	66人	60人	23人	16人	605人
構成比	5.3%	11.7%	35.2%	20.5%	10.9%	9.9%	3.8%	2.7%	100%

※ 1. 西条市の給与条例に基づく、給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。平成18年に9級制から8級制に変更しています。

7 職員手当の状況

平成19年4月1日現在

▼ 期末・勤勉手当

区分	期末手当	期勉手当	国・県の制度との異同
支給割合 平成18年度	3.0月分	1.45月分	同

加算措置の状況：職制上の段階、職務の級などによる加算措置

▼ 退職手当

区分	自己都合	勤奨・定年	国の制度との異同	
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	

その他の加算措置

○退職手当調整額：職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算

○定年前早期退職特別措置：2～20%加算措置

1人当たりの平均支給額：2,110万円（平成18年度退職者への支給額）

▼ 特殊勤務手当

平成18年度

区分	全職種
支給実績	19,470千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	30.8%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	59,359円

手当の種類（手当数）：14種類（代表的な手当は下記のとおり）

○支給額の多い手当：消防職員手当、救急手当、税務手当、社会福祉業務手当、現場監督手当

○多くの職員に支給されている手当：同上

▼ 時間外勤務手当

平成18年度

区分	全職種
支給実績	158,828千円
職員1人当たりの支給年額	202千円

▼ 扶養手当

西条市の支給額		国の制度との異同
配偶者	13,000円	同
配偶者以外の扶養親族のうち2人	各6,000円	
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
配偶者が扶養親族でない職員の1人目の子等	6,500円	
その他の扶養親族1人につき	5,000円	
16歳～22歳の子1人につき（加算）	5,000円	

▼ 住居手当

西条市の支給額		国の制度との異同
借家・借間居住者	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給。 限度額：27,000円（家賃55,000円以上）	一部異なる 国は持家居住者に対して、取得後5年まで2,500円。
持家居住者	3,500円	

▼ 通勤手当

西条市の支給額		国の制度との異同
交通機関利用者 電車・バス等	負担している運賃の額に応じて、1カ月当たり最高55,000円まで支給。	同
交通用具 使用者 自家用車等	2km以上5km未満は2,000円。 5km以上は4,100～24,500円。	